

令和 6 年度文教厚生常任委員会管外視察報告書

- 視察年月日 令和 7 年 2 月 3 日（月）～ 4 日（火）
- 目 的 本委員会が所管する事項に関する先進地の取組みの調査及び研修
- 視 察 先 1. 岡山県鏡野町 （3 日）
・鏡野町役場
2. 岡山県奈義町 （4 日）
・奈義町役場
- 視 察 者 橋本委員長、池田副委員長、
松本委員、小牧委員、佐久間委員、山本委員
（随行）議会事務局議会総務課 木崎 以上 7 名

1. 岡山県鏡野町

視察日時：令和 7 年 2 月 3 日（月）午後 2 時 0 0 分～ 3 時 3 0 分

【鏡野町の概要】

鏡野町は、岡山県の北部に位置する自然豊かな町で、津山市に隣接している。町の大部分は山間地で、奥津温泉をはじめとする温泉、奥津溪や白賀溪谷などの美しい溪谷、奥津湖や恩原湖といった湖沼があり、四季折々の風景を楽しめる自然景観が魅力。人口は約 1 万 2 0 0 0 人と比較的小規模な町だが、上記のような観光資源や農林業が町の主要な産業となっている。面積は約 4 1 9 km²で岡山県内でも広い面積を持つ。また高齢化率は 3 8. 8 %（2 0 2 0 年時点）となっている。特産品は姫とうがらし、ひらめ（あまご）、はちみつ製品、ウランガラス製品など。

【視察内容】

(1) 鏡野町こども基本条例について

令和 5 年 12 月に「鏡野町こども基本条例」の制定を行った。この条例は、児童の権利に関する条約およびこども基本法の考えに基づき、地域全体でこどもが安全で安心して育つことができるまちづくりを目的としている。

① 基本理念

第 3 条 こどもが安全で安心して育つことができるまちを実現するための基本理念は、次のとおりとする。

- ・一人ひとりのこどもを権利の主体として尊重すること。
- ・一人ひとりのこどもの最善の利益を第一に考えること。
- ・一人ひとりのこどもに寄り添うこと。

- ・こどもを育てる家庭を支援すること。

② こどもの権利

第4条 こどもは、児童の権利に関する条約の考えに基づき、生まれたときから次項に規定する権利を持つ人として、大切に守られなければならない。

- ・生きる権利
- ・育つ権利
- ・守られる権利
- ・参加する権利

③ 関係者の役割

- ・保護者：こどもの養育に第一義的責任を持ち、こどもの権利が守られるよう努める。
- ・町民および育ち学ぶ施設：地域全体でこどもを見守り、健やかな育ちのために協力し、こどもが安全で安心して暮らせるまちづくりに努める。
- ・町：こどもの意見を尊重し、地域社会への参加を支援するなど、こどもが安心して育つ環境の整備に取り組む。



この条例の制定により、鏡野町は子どもの健全な成長と権利の尊重を地域全体で推進する姿勢を明確にしている。

また、「鏡野町こども基本条例」の制定と同時に「鏡野町こどもまんなか応援サポーター宣言」を行い、子育てしやすいまちづくりを推進するため、企業や事業所などに以下の協力を求めている。

○「こどもまんなか」の趣旨に賛同すること

- ・こどもを中心に考え、こどもの視点で環境をより良くするため、自分たちにできるアクションを実行することを意味する

○こどもまんなかアクションを実行すること

- ・赤ちゃんを抱っこしている保護者にドアを開ける
- ・妊婦さんに席を譲る
- ・子連れ優先席、キッズコーナー、授乳スペースなどを設ける
- ・従業員の育児休業取得を支援する

○こどもまんなか応援サポーター宣言をすること

- ・SNS（Instagram、Facebook、X（旧 Twitter）など）やYouTube で、こどもまんなかの取り組みを「#こどもまんなかやってみた」「#鏡野町こどもまんなか」のハッシュタグを付けて発信する

【質疑応答】

<条例制定の経過>

問 制定以前にも子どもや若い世代が行政に対して意見をする場はあったか。

答 令和2年度に策定した総合計画の中に中学生のアンケートや高校生のワークショップを通じて中高生の意見を聞く場を設けている。この総合計画にあるように、子どもの意見を聞いており、町長が中学校を訪問して意見交換なども行った。

問 条例を制定されるまでの背景や、議論の経過や完成までのプロセスは。

答 庁舎内での会議や教育委員会や審議会を経て、令和5年12月に議会にて議案提出し、所管委員会で審査を行い制定に至った。

問 条例公布にあたり、町民、企業及び団体に対する周知、理解をどう進めてきたか。

答 令和6年1月ごろにホームページや広報誌、教育委員会や子育て支援センターや幼稚園、放課後児童クラブなど子どもに関わる期間にパンフレット等の資料配布を行った。令和6年4月にはポスターを作製して学校などにも配布をし、議会だよりでも周知をおこなっている。この条例は繰り返し周知することが重要と考えているため今後も様々な方法によって周知を行うよう努める。

問 条例とこどもまんなか応援サポーター宣言は同じ日に行ったとあるが条例と宣言の使い分けや考え方の違いはあるのか。

答 条例そのものは子どもの4つの権利を大事にすることが第一と考えている。宣言についても同等と考え、具体的にどのように行動を起こすかを記載している違いはあるが、基本的には同じ考えである。

問 こども基本法の中に子どもや親の意見を聞く事を権利として求められているが、親の意見を聞いて施策を展開できる仕組みもあるのか。

答 計画策定にあたっては住民アンケートを行っている。子どもに関係することは保護者に対するアンケートを行うことで意見や声を吸い上げている。

<条例の内容について>

問 国が設置を見送った公的な第三者機関である「子どもオンブズパーソン制度」に対する考えは。第三者機関として権利をチェックできる仕組みなど、どのような見識を持っているか。

答 鏡野町の規模ではこのような制度の必要性を感じていない。子どもの出生は年に80～90人程度となっており、入園までも専門職が深くかかわっている。鏡野町には公立の園しかなく園長と連携をとることで把握も可能となっている。また臨床心理士が子育て世代と密接に関わっているため、状況把握も行えている。小中学校に関してもスクール

ソーシャルワーカーが巡回して子ども、先生、保護者の困りごとを吸い上げ共有している。

問 不登校やヤングケアラーの課題と現状は。

答 課題を抱えている家庭は一定数存在するが、どこかが必ず関わりをもつような体制ができている。ヤングケアラーについては令和4年度から小中学生を対象に調査をおこなっており、子ども自身もヤングケアラーに当てはまるかどうかの確認ができるようになっている。ヤングケアラーの疑いがある回答をした家庭には必要な支援に向けた流れをとっている。



鏡野町役場 会議室にて研修

<条例制定における施策について>

問 町政における諸施策に対する変化点は。

答 各課が子どもの意見をより聞くようになった。子ども家庭センターでは中高生の意見に対してしっかり耳を傾けるようにしている。また小中学生のアンケート調査に加え、町長が小学校6年生、中学校1・2年生との意見交換も行っている。

問 地域全体で子育てを行う具体的な方法として鏡野町はどんな取り組みが計画、実行されているのか。

答 鏡野町は背景としてペスタロッタタウンを謳っており教育に力を入れていたものが、子育てにシフトしていった。以前から地域ぐるみの子育て支援を念頭に置いており、具体的にとは答えにくいが理念的に取り組んでいる。特徴的なものとしては未来希望基金というものがある。これは鏡野町12地域の地域ごとに課題解決が必要な際にはこの基金のお金を使っている。子どもたちにも使ってもらっており地域づくりにもつながっていると考える。

問 子育て支援サービス制度において、もっとこんなことをしたいとかいう思いはあるか。

答 子育て世帯への経済的支援も大切だが、手助けや相談ができる環境が大切だと考える。鏡野町としては専門職をしっかり配置しているので、保護者の子育て上の困りごとに更に寄り添っていきたい。しかし助産師が不足しており産院も少なくなっている課題もある。孤立化した子育てを無くすために保健師や助産師、栄養士の相談を早めに取り組もうと動いている。

問 支援が「こども園→小学校」「小学校→中学校」などステップの切れ目で途切れてしまうことはあるのか。

答 共通支援シートに課題やこういった支援を行うかというものを保育園でつくっており、臨床心理士が小学校への引き継ぎもしっかりしている。中学校においても専門職が必ずつなぐという仕組みができています。また総合福祉課にも保健師がいるし、委託にはなるが社会福祉士がひきこもり支援も行っている。高校から先にもつなげられるよう支援できる体制はできています。

<子どもの声を聞く、具体的な方法（ネットや、投書など）>

問 意見を聞くにあたって学校や園、家庭の関わり方は。学校でも意見箱がある事はアピールされているのか。

答 こども意見箱については学校を通じてチラシを配布して周知をおこなった。今後も定期的にチラシを配布するなど意見が反映されやすいように努める。

<子育て政策について>

問 今後の新たな支援は考えているか。

答 令和6年10月に設置した子ども家庭センターを中心に、スクールソーシャルワーカーや専門職員が妊婦や子育て中の親子、発達に課題のある家庭と寄り添いを深めることで、保育園、学校とも連携が強化できるような支援を行いたい。

問 鏡野町の方からはどんな子育て支援策の要望があるのか。

答 家庭育児手当金の給付を求める声が多い。ただ鏡野町の財産は人だと思っているので、人と人が関わっていけるような方向で進めたい。

問 保健師や保育士などのマンパワーは足りているのか。

答 一番の課題は保育士が少ないことと感じている。正規職員が少ないのが現状である。保健師は12名いる。十分とは言えないが乳児検診などでは協力して行っている。今後は更なるスキルアップをしていけるよう考えている。

問 行政が補助金をだしている団体はあるのか。また今後そのような団体を育成するような動きはあるのか。

答 子育て支援センター運営のげんきっずは指定管理となっている。任意団体も1団体あり少しだが補助金をだしている。鏡野町内で居場所づくりを行えるよう呼び掛けているが、なかなか手が上がらない。

【所見】

○子どもの権利条約は1989年11月国連総会において全会一致で採決され、日本は1994年に批准している。一方、こども基本法は、すべての子どもが、個人として尊重され、健やかに成長し、幸せに暮らせる社会を実現するための基本的な考え方や方針を定めた法律である。全ての子どもが安心して健やかに成長できるよう、養育、保健、医療、福祉等の領域に関し

て子どもの権利を総合的に保障することを目指しており、2022 年 6 月に成立し、2023 年 4 月に施行された。鏡野町においては、2023 年 12 月に「鏡野町こども基本条例」が制定されており、条例の必要性が認識されたのは、担当職員の問題意識が発端である。子どもに係る施策を実施するにあたり子どもの権利を保障することがすべての出発点であるとの考え方を再認識することになった「こども基本法」の施行は、大きな意味があったように感じる。また、同時期に「こどもまんなか応援サポーター宣言」もなされ、積極的な行動が見受けられる。

こども基本法成立から 1 年余りで制定されたことに驚きを受けるとともに、行政としての本気度を感じることができた。

背景として、鏡野町はこれ以前から日本のペスタロッタタウンとして知られており、子どもの知性、道徳、技術を育てる教育について宣言を行うなど、地域と子どもの関係性が強い町となっている。その関係性が時代の流れに合わせて子育てという分野に着目する流れになったと、納得のいく説明があった。そして、町長自ら小中学校に足を運んで児童生徒と意見交換をするなど、子どもにとって、まちづくりが身近に感じられているように感じた。金銭的な支援も子育て支援の中で重要であるが、それ以上に地域全体で子育てを応援し、悩みや課題を抱え込む方が少なくなるようなまちづくりが重要であることを改めて実感できた。財源のある無しに関わらず人は財産、だからこそ、そこに力を入れてゆく、そして寄り添いたい。いかに寄り添うかという手助け相談を大切にされているところは共感できる。

NPO や社協とのかかわりをオープンに行い、地区公民館に子どもを集めている「居場所を作りませんか」の県の開設補助も活用し、活発に公民連携がされている。また、子育て支援センターの運営も指定管理となっていて、民間の活力を取り入れ運営されているところは、今後本市においても検討が必要だと感じた。

子育て環境日本一をうたう本市においても、鏡野町の取り組みは参考にできる点は多いと感じた。子ども、子育てに関わる全ての人たちに「京丹後市は自分たちに目を向けている」と感じてもらえるよう、議会としても行動しなければならないと思うとともに、政策提言の目標である条例制定に向けて、真摯に取り組んでいきたい。



鏡野町役場 議場にて

2. 岡山県奈義町

視察日時：令和7年2月4日（火）午後1時30分～3時00分

【奈義町の概要】

奈義町（なぎちょう）は、岡山県北東部、鳥取県との県境にあり、面積は69.54平方キロメートルで、人口は5560人（2024年4月1日現在）である。中心部から半径2kmに人口の8割が定住するコンパクトシティ。北部には町のシンボルであり、町名の由来となった那岐山（なぎさん）がそびえる。昭和30年に3村合併により、「奈義町」が誕生している。平成14年12月に、合併の意思を問う住民投票を行い「単独町制」を決定している。特色として、町内には自衛隊の日本原基地があり、およそ600人の隊員が町内に住んでおり、家族を含めると、約1,300人程度が町内に居住していると想定される。

子育て関連の施設については、令和6年春に、1保育園と2幼稚園を統合した「認定こども園」が新たに開設された。現在、町内には小学校が1校、中学校が1校ある。一般会計予算規模は50億円となっている。



奈義町役場に掲示されている
「奈義町子育て応援宣言」

【視察内容】

（1）少子化対策は最大の高齢者福祉との考え方

「少子化対策は子育て世代だけの問題ではない。だからこそ、課題を住民と一緒に考える」との考え方が基本にあり、奈義町の少子化対策の根底がある。子どもが減り、若者や子育て世代が減少してしまうと、今ある商店やスーパー、病院、交通機関など、生活に必要な施策や機能、サービスを維持することは難しくなる。少子化による人口減少は、これまで70年、80年にわたってこの町を支え、育ててくださった高齢者の安心・安全な暮らしにも深く関わる重要な課題である。だからこそ住民のみんなで町の未来を考えることを大切にしている。

（2）切れ目のない経済的支援

- ① 高等学校等就学支援金交付事業・・・生徒1人当たり年額24万円を在学中の3年間支給
- ② 不妊治療助成事業・・・保険適用の場合：自己負担1/2 上限20万円
保険適用外の場合：自己負担1/2 上限30万円
- ③ 不育治療助成事業・・・1年間の治療費等で30万円を通算5年間
- ④ 出産祝い金支給事業・・・平成28年度から第1子10万円、第2子15万円、第3子20万円、第4子30万円、第5子以降40万円。令和2年度から一律10万円
- ⑤ 乳幼児及び児童生徒医療費給付事業・・・高校卒業まで医療費完全無料化。
- ⑥ ひとり親福祉年金交付事業・・・義務教育終了まで子を養育しているひとり親に年額

5万4千円を支給。第2子以降に対し、1人増すごとに2万7千円加算。

- ⑦ 在宅育児支援金交付事業・・・在宅で育児をする保護者に対し、該当児1人当たり付き1万5千円（満7か月から4歳までの年度末まで）
- ⑧ 子育て家庭食育支援事業・・・こども園、小中学校で提供する給食費の無償化
- ⑨ 子育て家庭学校教育等支援事業・・・小中学校の教育教材費の無償化
- ⑩ おたふくかぜ予防接種・・・ワクチンは1歳児と年長の2回全額助成
- ⑪ インフルエンザワクチン接種・・・13歳未満は2回接種で1回目のみ個人負担1700円、13歳以上は1回接種で個人負担1700円
- ⑫ 奨学育英金・・・経済的理由により就学が困難な大学生等に無利子で最大年額60万円を貸与。卒業後町内に居住することで最大全額免除

（３）子育て・育児の心理的、肉体的負担の軽減

- ①平成24年4月に「奈義町子育て応援宣言」をし、行政が町民へ約束することで、町民へ「安心感」と「心強さ」を提供。各種施策との相乗効果により、合計特殊出生率が平成17年には1.41%だったが令和元年には2.95%に。
- ② 伴走型の産前産後ケアの実施
 - ・保健師による手帳交付時の面談
 - ・「プレよち広場」の実施
（妊娠中の過ごし方、出産、産後の育児を学べる機会を提供）
 - ・きずなメールによる情報配信
 - ・産前産後カウンセリングを実施
（大阪大学と連携し産後うつ予防の取り組み）
 - ・産後ヘルパー事業（支援サポーターが訪問）
 - ・保健師・地域の愛育委員による新生児全戸訪問
- ③地域と子育て拠点施設「なぎチャイルドホーム」を設置・・・子育て世代が気軽に通える施設として開放。常駐する「子育てアドバイザー」への相談、子どもの一時的な預かりや地域住民による親子イベントの実施

（４）子育てしやすい環境整備

- ①魅力ある教育の推進・・・こども園（3・4・5歳児クラス）と小中学校のすべての学年にALTを配置し英語が話せる子どもたちを育成
- ② しごとコンビニ事業・・・子育てしながら、シニア世代など時間の余裕がある時、地域や企業で働きたいとの発想から「一般社団法人仕事園」設立してまちの活性化に取り組んでいる
- ③ 雇用創出事業として団地の造成・・・平成4年に完成し全区画完売、16社が立地し約800人が就労
- ④ 住環境の整備事業
 - ・町営賃貸住宅事業・・・民間賃貸住宅の建設助成を実施（戸建て300万円、集合住宅

150万円、空家リノベーション100万円を助成)

- ・新築住宅普及促進事業補助金・住宅リフォーム補助金・民間分譲地整備補助金・・・最大上限

【質疑応答】

(1) 子育て応援宣言について

問 合併しない町から10年が経過し、平成24年に「子育て応援宣言」した意味は。

答 子育て支援に力を入れている町として、将来にわたって行政が支援を約束する宣言を行うことで、子育てに温かい地域づくりの推進を目指す。

問 応援宣言ができた背景や経緯は。

答 議員の一般質問において宣言の打診があり、それを受けて執行部で宣言を作成し、議案として提出。

問 子育て応援宣言の成果と課題は。

答 行政だけでなく、住民も子育てに温かい町として奈義町を認識し、地域と一緒に子育て世帯を支える機運が生まれた。

(2) 教育・子育て政策について

問 独自の英語教育強化策で、ALTを学年1人配置されているが、その成果は。ALT以外の独自の人的配置はあるか。

答 ALTが積極的に児童生徒に声掛けを行っていることで、教員を含めて学校全体の雰囲気明るくなったことや、児童生徒が英語学習に前向きに取り組むようになったことが現段階の成果であり、継続することで英会話能力の向上が期待される。また、ALT以外の人的配置はない。

問 子育て世代に選ばれる町となっている子育て政策だが、一旦、進学就職で町を離れた若者が成人して、戻ってくる率(回復率)はどうか。

答 大学卒業後に就職で戻る成人は約1割。その後、婚姻や出産を機に、Uターンが候補として検討できるようなまちづくりを推進している。

問 U・Iターンの支援策は。

答 移住に特化した支援は特段ない。

問 人口が微減であることは、子育てや教育予算の反映によるものなのか。

答 自衛隊を除いた社会増が社会減を上回る年も近年あるため、そのように認識している。

問 中核都市圏等から一定の距離があり、産業・雇用対策に一定以上の予算措置が必要と考えるが、今実施している子育て支援施策を実施する中で、財政規律が維持できるのか。

答 雇用対策としてのメインは地盤産業、農業等の支援が主である。現在の独自の子育て支援の予算措置は何とか毎年の余剰の中で充てることができている状況。今後はふるさと納税などの自主財源の更なる確保に努める。

(3) 子育て・教育支援策の予算額について

問 独自性の高い子育て支援策、町の一般会計予算のパーセンテージは。

答 約5～6%。

問 特定防衛施設周辺整備調整交付金基金事業が令和6年3月で終了とあるが、交付金が終了しても継続して子育て環境の整備を整える意識情勢や仕組みづくりはどう行っていたのか。

答 特定防衛施設周辺整備調整交付金はハード事業に部分的に充てており、施設整備財源の大半は過疎対策事業債。

【所見】

- 奈義町の特色としては、「少子化対策は最大の高齢者福祉」この言葉は社会保障制度の持続性を考えると至極当然のことではあるが、それを町全体が理解して同じ方向を向いている自治体として奈義町はその数少ない自治体の内の1つではなかろうか。単に社会保障制度の事だけではなく、地域社会の活力維持、そして世代間の支え合いのバランス面においてもしっかりと取り組まれていた。

切れ目のない子育て支援対策として、一般会計規模50億円の町として「高等学校等就学支援金」「在宅育児支援交付金」「子育て家庭食育支援事業」などの子育て・教育支援単独事業費は約3億円など会計規模50億円の約6%を占めている。施策の内容を見ると、子どもの意見を真剣に政策に生かす「こども議会」を行い、実際に条例を制定し、事業化が行われるなど、子どもの権利条約でうたわれている子どもを「権利を持つ主体」と位置づけることが、取り組まれていると実感した。また、特殊出生率が高いことや、子育て世帯の約半数が、子どもが3人以上いる多子世帯であることが、子育て支援が充実している根拠となると同時に、高齢者の方々も子どもたちや子育て世代と交流をされており、地域全体で子育てを行うという言葉がまさに当てはまるという印象を受けた。その上で、住民を巻き込みながらの子育て拠点「なぎチャイルドホーム」の運営や子育て援助会員による一時保育「すまいる」は、お互い様の思いや高齢者の生活に寄与



合同視察研修



奈義町役場 庁舎前にて

しており、笑顔あふれる町の雰囲気が伺えた。また、「自主保育たけの子」の運営には、不登校の子どもたちも通いやすい環境づくりの参考となった。『「しごとコンビニ事業」奈義しごとえん』の事業も親子や親同士の交流も自然にできる取り組みとして学ぶべき点があった。

一方で、視察に伺う前から、財政規律についても注目していたが、市債残高より基金残高が上回っているとの説明もあり、すこぶる健全な財政状況であると認識できる。質疑に十分な時間を割いていただけないで持続可能な政策の在り方として掘り下げることができず残念である。

「誰もが暮らしやすく永続できる町づくり」を目指し、社会全体で人口減少対策を掲げ、この大きな課題を克服するための施策に取り組んでいる。少子化対策は、子育て世代だけの問題ではない。この町に住む全ての人に関係する最大の課題と位置づけ、子どもから若者、高齢者まで住民のみんなで町の未来を考える。共通認識として「少子化対策は最大の高齢者福祉」とのスローガンを高齢者世代に認識もされ、合計特殊出生率2.95（令和元年度）の驚異的な数値として反映されている。平成29年度から合計特殊出生率が、2%台で推移していることを考えると、そのことが一過性ではなく、子育て支援に対し、切れ目のない経済対策の有効性を示した事例であると認識した。子育て世代と高齢世代が交流を深め、地域全体で子育てを行っている。そのことが一番必要で重要なポイントであり、本市において世代を超えて共有することが必要である。今後の委員会の活動として、条例制定の取り組みがその一助となればと考えている。

以上